

包括許可取扱要領

輸出注意事項17第7号・平成17・02・23貿局第1号 平成17年2月25日 貿易経済協力局
最終改正 輸出注意事項20第21号 平成20・10・17貿局第4号 平成20年10月31日 貿易
経済協力局

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第48条第1項の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について一括して許可を行うもの及び法第25条第1項の許可であって特定の地域において特定の技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行うものについて、一般包括許可、特定包括許可及び特別返品等包括許可の要件、許可に付する条件、申請手続及び有効期限を次のとおり定める。

I 一般包括許可

1 一般包括許可の種類

一般包括許可の種類は一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可とする。

2 一般包括許可の要件

(1) 一般包括輸出許可

輸出関連法規（役務取引関連法規を含む。以下同じ。）の遵守に関する基本的事項（別紙1に定めるものをいう。以下「基本的事項」という。）をすべて含む内部規程（複数の規程によってこの内容が構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部または全部について他者の輸出管理社内規程を適用するものを含む。以下「輸出管理社内規程」という。）を整備し、その輸出管理社内規程に基づき基本的事項を確実に実施する者が、特定の地域を仕向地として輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括輸出許可を行う。

(2) 一般包括役務取引許可

輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき基本的事項を確実に実施する者が、特定の地域において外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供

することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括役務取引許可を行う。

(3) 一般包括許可を受けようとする者は、申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会を受講しているものでなければならない。

ただし、天災その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 一般包括許可の範囲

(1) 一般包括輸出許可

一般包括輸出許可の範囲は、別表Aにおいて「一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとする。

ただし、アフガニスタン、イラン、イラク、北朝鮮又はリビアを経由する場合は、一般包括輸出許可は適用できない。

(2) 一般包括役務取引許可

一般包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとする。

4 一般包括許可の申請手続

(1) 一般包括輸出許可

一般包括輸出許可を受けようとする者は、様式第1に定める一般包括輸出許可申請書2通を、関係書類を添付の上、経済産業大臣に提出しなければならない。

(2) 一般包括役務取引許可

一般包括役務取引許可を受けようとする者は、様式第2に定める一般包括役務取引許可申請書2通を、関係書類を添付の上、経済産業大臣に提出しなければならない。

5 一般包括許可の条件

(1) 一般包括輸出許可

一般包括輸出許可には、別紙2の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

(2) 一般包括役務取引許可

一般包括役務取引許可には、別紙3の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

6 一般包括輸出許可証の分割

経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請に基づき一般包括輸出許可証の分割をすることができる。

7 一般包括許可の変更

一般包括許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

申請者は、新たな一般包括許可を受けるときは、既に発行された包括許可の許可証（以下「原許可証」という。）を返還しなければならない。

8 一般包括許可の有効期限

一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、7に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲内において経済産業大臣の定める日とする。

9 一般包括許可の更新

8にかかわらず、一般包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

10 一般包括許可の取消

経済産業大臣は、一般包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

II 特定包括許可

1 特定包括許可の種類

特定包括許可の種類は、特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可とする。

2 特定包括許可の要件

(1) 特定包括輸出許可

輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき基本的事項を確実に実施している者が、継続的な取引関係を有する同一の相手方に対して輸出令別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括輸出許可を行う。

(2) 特定包括役務取引許可

輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき基本的事項を確実に実施している者が、継続的な取引関係を有する同一の非居住者との間で行う外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括役務取引許可を行う。

(3) 特定包括許可を受けようとする者は、申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会を受講しているものでなければならない。

ただし、天災その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 特定包括許可の範囲

(1) 特定包括輸出許可

特定包括輸出許可の範囲は、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せのうち許可証に記載されたものとする。

ただし、イラン、イラク、北朝鮮又はリビアを経由する場合は、特定包括輸出許可は適用できない。

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せのうち許可証に記載されたものとする。

4 特定包括許可の申請手続

(1) 特定包括輸出許可

特定包括輸出許可を受けようとする者は、様式第3に定める特定包括輸出許可申請書2通を、関係書類を添付の上、経済産業大臣に提出しなければならない。

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可を受けようとする者は、様式第4に定める特定包括役務取引許可申請書2通を、関係書類を添付の上、経済産業大臣に提出しなければならない。

5 特定包括許可の条件

(1) 特定包括輸出許可

特定包括輸出許可には、別紙4の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可には、別紙5の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

6 特定包括輸出許可証の分割

経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請に基づき特定包括輸出許可証の分割をすることができる。

7 特定包括許可の変更

特定包括許可を受けた者は、申請者、買主、荷受人、需要者、取引の相手方又は利用する者の名称又は住所に変更が生じたとき若しくは取引の内容を変更しようとするときは、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。申請者は、新たな特定包括許可を受けるときは、原許可証を返還しなければならない。

8 特定包括許可の有効期限

特定包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して2年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、7に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲内において経済産業大臣の定める日とする。

9 特定包括許可の更新

8にかかわらず、特定包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して2年を超えない範囲内において

更新を行う。許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

10 特定包括許可の取消

経済産業大臣は、特定包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

III 特別返品等包括許可

1 特別返品等包括許可の種類

特別返品等包括許可の種類は、特別返品等包括輸出許可及び特別返品等包括役務取引許可とする。

2 特別返品等包括許可の要件

(1) 特別返品等包括輸出許可

輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき基本的事項を確実に実施している者が、本邦において使用するために輸入された輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理又は異品のためだけに輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別返品等包括輸出許可を行う。

(2) 特別返品等包括役務取引許可

輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき基本的事項を確実に実施している者が、本邦において使用するために提供された外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するものを提供することを目的とする取引であって不具合による返品、修理又は異品のためだけにするものを行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別返品等包括役務取引許可を行う。

(3) 特別返品等包括許可を受けようとする者は、申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会を受講しているものでなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 特別返品等包括許可の範囲

(1) 特別返品等包括輸出許可

本邦において使用するために輸入された貨物であって、不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出するもの（外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物の場合にあつては、当該技術の不具合による返品、修理（本邦において使用するために提供されたもの又は提供されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出する貨物を含む。）のうち、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するものを輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出する場合（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。）。

(2) 特別返品等包括役務取引許可

本邦において使用するために提供された技術であつて、不具合による返品、修理（本邦において使用するために提供されたもの又は提供されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに本邦から提供するもの（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された技術（当該貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）の場合にあつては、当該貨物の不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに本邦から提供する技術を含む。）のうち、外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するもの（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）を輸出令別表第3に掲げる地域において提供することを目的として取引する場合（本邦に提供した外国において提供する場合に限る。）。

4 特別返品等包括許可の申請手続

(1) 特別返品等包括輸出許可

特別返品等包括輸出許可を受けようとする者は、様式第5に定める特別返品等包括輸出許可申請書2通を、関係書類を添付の上、経済産業大臣に提出しなければならない。

(2) 特別返品等包括役務取引許可

特別返品等包括役務取引許可を受けようとする者は、様式第6に定める特別返品等包括役務取引許可申請書2通を、関係書類を添付の上、経済産業大臣に提出しなければならない。

5 特別返品等包括許可の条件

(1) 特別返品等包括輸出許可

特別返品等包括輸出許可には、別紙6の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

(2) 特別返品等包括役務取引許可

特別返品等包括役務取引許可には、別紙7の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

6 特別返品等包括輸出許可証の分割

経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請に基づき特別返品等包括輸出許可証の分割をすることができる。

7 特別返品等包括許可の変更

特別返品等包括許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、新たに特別返品等包括許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

申請者は、新たな特別返品等包括許可を受けるときは、原許可証を返還しなければならない。

8 特別返品等包括許可の有効期限

特別返品等包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して2年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、7に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲内において経済産業大臣の定める日とする。

9 特別返品等包括許可の更新

8にかかわらず、特別返品等包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して2年を超えない範囲内において更新を行う。

許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

10 特別返品等包括許可の取消

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、許可を取り消すことがある。

許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

IV 特定手続等

電子情報処理組織を使用して一般包括許可又は特定包括許可の申請を行う場合の取扱いについては、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところによる。

附則（平成17年2月25日輸出注意事項17第7号）

（施行期日）

1 本要領は平成17年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 一般包括許可等取扱要領（平成6年3月18日6貿第211号輸出注意事項6第6号）、特別返品等包括輸出許可等取扱要領（平成14年3月8日平成14・02・22貿第1号輸出注意事項14第10号）及びこれらを施行するための輸出注意事項その他の規定（以下「旧取扱要領等」という。）は、平成17年5月31日をもって廃止する。前項に掲げる日までに発行された第1種一般包括輸出許可、第2種一般包括輸出許可、第1種一般包括役務取引許可、第2種一般包括役務取引許可、特定包括輸出許可、特定包括役務取引許可、特別返品等包括輸出許可及び特別返品等包括役務取引許可（以下「旧包括許可」という。）に対する旧取扱要領等の適用については、当該許可の有効期間内に限りなお従前のおりとする。
- 4 旧取扱要領等に基づき第2項に掲げる日までに行われた申請についての取扱いは、本要領施行後もなお従前のおりとする。
- 5 前2項の規定による旧包括許可を保有する者は、その有効期限の3月前の日からその旧包括許可と同種の包括許可（旧取扱要領等における第1種一般包括輸出許可又は第2種一般包括輸出許可と本要領における一般包括輸出許可、旧取扱要領等における第1種一般包括役務取引許可又は第2種一般包括役務取引許可と本要領における一般包括役務取引許可、旧取扱要領等における特定包括輸出許可と本要領における特定包括輸出許可、旧取扱要領等における特定包括役務取引許可と本要領における特定包括役務取引許可、旧取扱要領等における特別返品等包括輸出許可と本要領における特別返品等包括輸出許可及び旧取扱要領等における特別返品等包括役務取引許可と本要領における特別返品等包括役務取引許可をいう。以下同じ。）の申請を行うことができる。

この場合において、同種の包括許可を発行するときは、経済産業大臣は、その許可が有効となる日を旧包括許可の有効期限までの範囲内に定めることができない。

- 6 前項の規定にかかわらず、第1種一般包括許可又は第2種一般包括許可（以下「旧一般包括許可」という。）を保有する者がその旧一般包括許可の有効期限を繰り上げることを内容とする輸出内容等変更願の提出とともに一般包括許可の申請を行ったときは、経済産業大臣は、その旧一般包括許可の有効期限までの範囲内の日を一般包括許可が有効となる日として定めることができる。

この場合において、その旧一般包括許可の有効期限は同種の包括許可が有効となる日の前日に変更される。

- 7 前項の申請者は、その許可を受けるときに、その旧一般包括許可の許可証を返還しなければならない。

- 8 第5項の規定にかかわらず、旧取扱要領等による第1種一般包括輸出許可及び第2種一般包括輸出許可であってその有効期限が異なるものを保有する者が同種の包括許可を申請したときは、経済産業大臣は、そのうち一方の包括許可の有効期限より後であって他の包括許可（以下「他の旧許可」という。）の有効期限までの範囲内の日を同種の包括許可が有効となる日として定めることができる。この場合において、他の旧許可は、同種の包括許可の有効期限が有効となる日の前日に変更される。

- 9 前項の申請者は、その許可を受けるときに、他の旧許可の許可証を返還しなければならない。

- 10 第7項及び前項の場合を除き、旧包括許可を保有する者が本要領施行後に同種の包括許可を受けるときは、その旧包括許可の許可証を返還することを必要としない。

- 11 旧取扱要領等に基づく第1種一般包括輸出許可又は第2種一般包括輸出許可を保有する者であってその有効期限が平成18年5月31日以前の日であるものは、Iの2（1）の規定にかかわらず、輸出管理社内規程を整備することなく、その許可の有効期限の3月前の日から有効期限の日までの間において一般包括輸出許可の申請をすることができる。この場合には、経済産業大臣は、許可が有効となる日から起算して1年を超えない範囲内において許可を行うものとする。

- 12 旧取扱要領等に基づく第1種一般包括役務取引許可又は第2種一般包括役務取引許可を保有する者であってその有効期限が平成18年5月31日以前の日であるものは、Iの2（2）の規定にかかわらず、輸出管理社内規程を整備することなく、その許可の有効期限の3月前の日から有効期限の日までの間において一般包括役務取引許可の申請をすることができる。この場合には、経済産業大臣は、許可が有効となる日か

ら起算して1年を超えない範囲内において許可を行うものとする。

13 前2項の規定は、第6項の規定により一般包括許可を受ける者には適用しない。

附則（平成17年12月2日輸出注意事項17第27号）

- 1 本要領は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 本要領の施行日前に包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）（以下「取扱要領」という。）に基づき発行された一般包括輸出許可、一般包括役務取引許可、特定包括輸出許可又は特定包括役務取引許可についても、本要領の施行の日から本要領の適用を受けるものとする。
- 3 取扱要領の施行に伴い廃止された一般包括輸出許可等取扱要領（輸出注意事項6第6号6貿第211号。以下「旧取扱要領」という。）に基づき発行された第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可のうち、なお有効期限前のものについては、本要領施行の日からそれぞれ別表A及びB中「一般」と標記された欄をその許可の範囲とする。
- 4 旧取扱要領に基づき発行された第2種一般包括輸出許可のうち、なお有効期限前のものについては、本要領施行の日から別表A中「一般＊」と標記された欄をその許可の範囲とする。
- 5 旧取扱要領に基づき発行された特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可のうち、なお有効期限前のものについては、本要領施行の日からそれぞれ別表A及びB中「特定」と標記された欄をその許可の対象とする。

附則（平成19年3月13日輸出注意事項19第8号）

- 1 この通達は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この通達の施行前に取得した包括輸出許可及び包括役務取引許可のうち、なお有効期限前のものについては、「別表第4の2」とあるのは、「別表第3」として、この通達の規定を適用する。

附則（平成19年9月12日輸出注意事項20第21号）

（施行期日）

- 1 この通達は、平成21年4月1日から施行する。但し、本要領中「様式第10」を「様式第12」に改め、「様式第11」を「様式第13」に改め、「様式第12」を「様式第14」に改め、「様式第10」を定め、及び「様式第11」を定める改正の部分、並びに、「ロケット若しくは無人航空機」を「ロケット若しくは無人航空機であってペイロードを300キロメートル以上運搬することができるもの」に改める改正に係る部分、本要領中一般包括輸出許可の条件及び一般包括役務取引許可の条件の欄の（5）中「事前に経済産業大臣に届け出る」を「事前に経済産業大臣に届け出る若しくは経済産業大

臣に報告する」に改める改正に係る部分、及び、同欄（５）の規定に基づく表を改める改正に係る部分、本要領中一般包括輸出許可の条件の欄（５）中の（注１）に「『報告』は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。」を追加する改正に係る部分、同欄（５）に対応する「許可条件の適用」の３）及び６）に係る改正の部分、同欄（７）を（８）に改め、同欄（８）を（９）に改め、同欄（９）を（１０）に改め、及び、同欄（７）として「前々項の報告は、一般包括輸出許可を用いて行った貨物の輸出について、輸出を行った月ごとに、当該月の末締め輸出実績を翌月末日までに報告するものとする。」と定める改正に係る部分、並びに、同欄（７）に対応する「許可条件の適用」の１）及び２）を定める改正に係る部分、本要領中一般包括役務取引許可の条件の欄の（５）中の（注１）に「『報告』は、当該取引を行った後に当該取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。」を追加する改正に係る部分、同欄（５）に対応する「許可条件の適用」の３）及び６）に係る改正の部分、同欄（７）を（８）に改め、同欄（８）を（９）に改め、同欄（９）を（１０）に改め、及び、同欄（７）として「前々項の報告は、一般包括役務取引許可を用いて行った貨物の役務取引について、取引を行った月ごとに、当該月の末締めの取引実績を翌月末日までに報告するものとする。」と定める改正に係る部分、並びに、同欄（７）に対応する「許可条件の適用」の１）及び２）を定める改正に係る部分、並びに、本要領中「特定包括輸出許可の条件」及び「特定役務取引許可の条件」の欄の（６）に対応する「許可条件の適用」の３）に係る改正の部分については、平成２０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２～４ （略）

５ 平成２０年１０月１日より前の日付で取得した包括輸出許可及び包括役務取引許可のうち、なお有効期限前のものについては、この通達中「ロケット若しくは無人航空機」を「ロケット若しくは無人航空機であってペイロードを３００キロメートル以上運搬することができるもの」として、この通達の規定を適用する。

別紙１

輸出関連法規の遵守に関する基本的事項

Ⅰ 基本方針

組織の経営方針として、外国為替及び外国貿易法をはじめとする輸出関連法規の遵守を

明確に定め、また、申請者の責任において、これを周知徹底し、かつ、実行すること。

II 個別事項

1 輸出管理体制

組織を代表する者を輸出管理の最高責任者とし、輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすること。

2 取引審査（該非判定を含む）

（１）取締役又はこれに相当する者が取引審査の最終判断権者となり、疑義ある取引の遂行を未然に防止すること。

（２）該非判定に関して手続きを明確にし、実施すること。

（３）顧客に関する審査に関して手続きを明確にし、実施すること。（４）需要者及び用途の確認を行うこと。

3 出荷管理

（１）出荷時に貨物等と書類との同一性の確認を行うこと。

（２）通関時の事故がおきた場合には輸出管理部門に報告すること。

4 監査

輸出管理の適正執行を確認する監査体制を設け、定期的を実施すること。

5 教育

職員に輸出管理関係の教育を実施すること。

6 資料管理

（１）輸出関連手続書類に事実を正確に記載すること。

（２）輸出関連書類を輸出時・提供時から少なくとも5年間保存すること。

7 違反

法令違反が判明した場合に速やかに関係官庁に報告し、必要に応じ関係者に厳正な処分を行うこと。

(別紙2)

一般包括輸出許可の条件	許可条件の適用																			
<p>(1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。</p> <p>(2) 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも5年間保存すること。</p> <p>(3) 一般包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。</p> <p>(4) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(5) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して一般包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。</p>	<p>1) チェックリストの様式は、様式第7に定めるものとする。</p> <p>2) 1)にかかわらず、輸出管理社内規程の届出様式等について(平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号)に定める企業概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを提出するときは、様式第7によるものの提出を必要としない。</p> <p>3) 直近とは、原則として直前1年間とする。</p> <p>4) 初めて包括許可を申請した者であって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。</p> <p>5) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 報告するときは、様式第8によるものとする。</p> <p>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてペイロードを300キロメートル以上運搬することができるものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。</p> <p>「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物(次に掲げるものを除く。)の開発、製造又は使用を指す(核兵器等の開発等に該当するものを除く。)</p> <p>① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであつて、スポーツ用又は狩猟用のもの</p> <p>② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃</p> <p>③ ①に用いる銃砲弾</p> <p>④ ①②の附属品(暗視機能を有するものを除く。)</p> <p>⑤ 上記のもの部分品</p> <p>⑥ 産業用の発破器</p> <p>⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品</p> <p>2) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手し</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">用途</th> <th rowspan="2">その他の軍事用途</th> </tr> <tr> <th>仕向地</th> <th>核兵器等の開発等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">用いられる場合</td> <td>輸出令別表第3に掲げる地域</td> <td>失効</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>失効</td> <td>失効</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">用いられるおそれがある場合</td> <td>輸出令別表第3に掲げる地域</td> <td>失効(注2)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>失効</td> </tr> </tbody> </table>		用途		その他の軍事用途	仕向地	核兵器等の開発等	用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告	上記以外	失効	失効	用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効(注2)	/	上記以外	失効	
		用途			その他の軍事用途															
	仕向地	核兵器等の開発等																		
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告																	
	上記以外	失効	失効																	
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効(注2)	/																	
	上記以外	失効																		

用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

(注1) 表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

(6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと(ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。)

(7) 前々項の報告は、一般包括輸出許可を用いて行った貨物の輸出について、輸出を行った月ごとに、当該月の末締め輸出実績を翌月末日までに報告するものとする。

(8) 一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する一般包括輸出許可は、その効力を失う。

(9) 一般包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

た文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

3) 「用いられるおそれがある場合」とは、上記2)以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年経済産業省令第249号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

4) 「用いられる疑いがある場合」とは、上記2)、3)以外の場合であって、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる疑いのある場合を指す。

5) 届出は、様式第9によるものとする。

6) 報告は様式第10により行うものとする。

1) 同一の契約に係る輸出が複数月に渡る場合は最初の輸出日を基準にまとめて報告するものとする。

2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。

(別紙3)

一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用																
<p>(1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。</p> <p>(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも5年間保存すること。</p> <p>(3) 一般包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。</p> <p>(4) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(5) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して一般包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。</p>	<p>1) チェックリストの様式は、様式第7に定めるものとする。</p> <p>2) 1)にかかわらず、輸出管理社内規程の届出様式等について(平成17・02・23 貿局第6号輸出注意事項17第9号)に定める企業概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを提出するときは、様式第7によるものの提出を必要としない。</p> <p>3) 直近とは、原則として直前1年間とする。</p> <p>4) 初めて包括許可を申請した者であって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。</p> <p>5) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 報告するときは、様式第8によるものとする。</p> <p>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてペイロードを300キロメートル以上運搬することができるものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。</p> <p>「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物(次に掲げるものを除く。)の開発、製造又は使用を指す(核兵器等の開発等に該当するものを除く。)</p> <p>① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであつて、スポーツ用又は狩猟用のもの</p> <p>② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃</p> <p>③ ①に用いる銃砲弾</p> <p>④ ①②の附属品(暗視機能を有するものを除く。)</p> <p>⑤ 上記のものの部分品</p> <p>⑥ 産業用の発破器</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">用途</th> <th rowspan="2">核兵器等の開発等</th> <th rowspan="2">その他の軍事用途</th> </tr> <tr> <th colspan="2">提供地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利用される場合</td> <td colspan="2">輸出令別表第3に掲げる地域</td> <td>失効</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外</td> <td>失効</td> <td>失効</td> </tr> </tbody> </table>		用途		核兵器等の開発等	その他の軍事用途	提供地		利用される場合	輸出令別表第3に掲げる地域		失効	報告	上記以外		失効	失効	
		用途				核兵器等の開発等	その他の軍事用途										
	提供地																
利用される場合	輸出令別表第3に掲げる地域		失効	報告													
	上記以外		失効	失効													

利用されるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効 (注2)	
	上記以外	失効	
利用される疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

(注1) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該取引を行った後に当該取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

(6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。

(7) 前々項の報告は、一般包括役務取引許可を用いて行った役務取引について、取引を行った月ごとに、当該月の末締め取引実績を翌月末日まで報告するものとする。

(8) 一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する一般包括役務取引許可は、その効力を失う。

(9) 一般包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

2) 「利用される場合」とは、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において記載され若しくは記録されている場合や、取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

4) 「利用される疑いがある場合」とは、上記2)、3) 以外の場合であって、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用される疑いのある場合を指す。

5) 届出は、様式第9によるものとする。

6) 報告は様式第11により行うものとする。

1) 同一の契約に係る技術の提供が複数月に渡る場合は最初の提供日を基準にまとめて報告するものとする。

2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。

(別紙4)

特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用																									
<p>(1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。</p> <p>(2) 特定包括輸出許可に係る輸出の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(3) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出から少なくとも5年間保存すること。</p> <p>(4) 特定包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。</p> <p>(5) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(6) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特定包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。</p>	<p>報告するときは、様式第10によるものとする。</p> <p>1) チェックリストの様式は、様式第7に定めるものとする。</p> <p>2) 1)にかかわらず、輸出管理社内規程の届出様式等について(平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号)に定める企業概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを提出するときは、様式第7によるものの提出を必要としない。</p> <p>3) 直近とは、原則として直前1年間とする。</p> <p>4) 初めて包括許可を申請した者であって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。</p> <p>5) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 報告するときは、様式第8によるものとする。</p> <p>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてペイロードを300キロメートル以上運搬することができるものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。 「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物(次に掲げるものを除く。)の開発、製造又は使用を指す(核兵器等の開発等に該当するものを除く。)</p> <p>① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであつて、スポーツ用又は狩猟用のもの</p> <p>② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃</p> <p>③ ①に用いる銃砲弾</p> <p>④ ①②の附属品(暗視機能を有するものを除く。)</p> <p>⑤ 上記のものの部分品</p> <p>⑥ 産業用の発破器</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">用途</th> <th rowspan="2">核兵器等の開発等</th> <th rowspan="2">その他の軍事用途</th> </tr> <tr> <th colspan="2">仕向地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">用いられる場合</td> <td colspan="2">輸出令別表第3に掲げる地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外</td> <td>失効</td> <td>失効</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">用いられるおそれがある場合</td> <td colspan="2">輸出令別表第3に掲げる地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外</td> <td>失効</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		用途		核兵器等の開発等	その他の軍事用途	仕向地		用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域				上記以外		失効	失効	用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域				上記以外		失効		
		用途				核兵器等の開発等	その他の軍事用途																			
	仕向地																									
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域																									
	上記以外		失効	失効																						
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域																									
	上記以外		失効																							

用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	届出	届出

(注) 表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

(7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。

(8) 特定包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。

(9) 特定包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

2) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

3) 「用いられるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成13年経済産業省令第249号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

4) 「用いられる疑いがある場合」とは、上記2)、3) 以外の場合であって、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事的用途に用いられる疑いのある場合を指す。

5) 届出は、様式第9によるものとする。

(別紙5)

特定包括役務取引許可の条件	許可条件の適用											
<p>(1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。</p> <p>(2) 特定包括役務取引許可に係る取引の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(3) 特定包括役務取引許可に基づき提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも5年間保存すること。</p> <p>(4) 特定包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。</p> <p>(5) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときには、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(6) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特定包括役務取引許可が効力を失い又は、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。</p>	<p>報告するときは、様式第10によるものとする。</p> <p>1) チェックリストの様式は、様式第7に定めるものとする。</p> <p>2) 1)にかかわらず、輸出管理社内規程の届出様式等について(平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号)に定める企業概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを提出するときは、様式第7によるものの提出を必要としない。</p> <p>3) 直近とは、原則として直前1年間とする。</p> <p>4) 初めて包括許可を申請した者であって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。</p> <p>5) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 報告するときは、様式第8によるものとする。</p> <p>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてペイロードを300キロメートル以上運搬することができるものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。</p> <p>「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物(次に掲げるものを除く。)の開発、製造又は使用を指す(核兵器等の開発等に該当するものを除く。)</p> <p>① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであつて、スポーツ用又は狩猟用のもの</p> <p>② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃</p> <p>③ ①に用いる銃砲弾</p> <p>④ ①②の附属品(暗視機能を有するものを除く。)</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用される場合</th> <th colspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>提供地</th> <th>核兵器等の開発等 その他の軍事用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>輸出令別表第3に掲げる地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>失効</td> </tr> </tbody> </table>	利用される場合	用途		提供地	核兵器等の開発等 その他の軍事用途		輸出令別表第3に掲げる地域			上記以外	失効	
利用される場合		用途										
	提供地	核兵器等の開発等 その他の軍事用途										
	輸出令別表第3に掲げる地域											
	上記以外	失効										

利用される場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	失効	
利用される疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	届出	届出

(注) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

- (7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。
- (8) 特定包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (9) 特定包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

- ⑤ 上記のものの部分品
- ⑥ 産業用の発破器
- ⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

- 2) 「利用される場合」とは、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において記載され若しくは記録されている場合や、取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。
- 3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号のニイ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。
- 4) 「利用される疑いがある場合」とは、上記2)、3) 以外の場合であって、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用される疑いのある場合を指す。
- 5) 届出は、様式第9によるものとする。

(別紙6)

特別返品等包括輸出許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。</p> <p>(2) 特別返品等包括輸出許可に係る輸出の実績について、許可が有効となった日から起算して3月ごとにまとめて翌月末日までに、経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(3) 特別返品等包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも5年間保存すること。</p> <p>(4) 特別返品等包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。</p> <p>(5) 輸出管理社内規定の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(6) 特別返品等包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p>(7) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</p>	<p>1) 報告するときは、様式第11によるものとする。</p> <p>2) 仮に、平成17年8月10日に有効となった許可の場合には、第1回の報告は平成17年8月10日から平成17年11月9日までの実績を平成17年12月末日までに行う。その後も3か月毎に同様にまとめて報告を行う。</p> <p>1) 輸出の実績を証する書類として、「修理依頼書(クレームノート)」、「修理承諾書(クレーム承諾書)」、及び「インボイス、パッキングリスト、Airwaybill、B/L又はこれらに準ずる書類のうち、いずれか1つ(ただし、当該貨物のシリアルナンバー又はパーツナンバーまでが明記されていること)」については必ず保存する。</p> <p>2) その他の資料は、輸出管理社内規程に基づき保存する。</p> <p>1) チェックリストの様式は、様式第7に定めるものとする。</p> <p>2) 1)にかかわらず、輸出管理社内規程の届出様式等について(平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号)に定める企業概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを提出するときは、様式第7によるものの提出を必要としない。</p> <p>3) 直近とは、原則として直前1年間とする。</p> <p>4) 初めて包括許可を申請したものであって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。</p> <p>5) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 報告するときは、様式第8によるものとする。</p> <p>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p>

(別紙7)

特別返品等包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。</p> <p>(2) 特別返品等包括役務取引許可に係る取引の実績について、許可が有効となった日から起算して3月ごとにまとめて翌月末日までに、経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(3) 特別返品等包括役務取引許可に基づき提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも5年間保存すること。</p> <p>(4) 特別返品等包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産大臣に提出すること。</p> <p>(5) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(6) 特別返品等包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p>(7) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</p>	<p>1) 報告するときは、様式第12によるものとする。</p> <p>2) 仮に、平成17年8月10日に有効となった許可の場合には、第1回の報告は平成17年8月10日から平成17年11月9日までの実績を平成17年12月末日までに行う。その後も3か月毎に同様にまとめて報告を行う。</p> <p>1) 取引の実績を証する書類として、「修理依頼書(クレームノート)」、「修理承諾書(クレーム承諾書)」、及び「インボイス、パッキングリスト、Airwaybill、B/L又はこれらに準ずる書類のうち、いずれか1つ(ただし、当該プログラムの内蔵された貨物のシリアルナンバー又はパーツナンバーまでが明記されていること)」については必ず保存する。</p> <p>2) その他の資料は、輸出管理社内規程に基づき保存する。</p> <p>1) チェックリストの様式は、様式第7に定めるものとする。</p> <p>2) 1)にかかわらず、輸出管理社内規程の届出様式等について(平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号)に定める企業概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを提出するときは、様式第7によるものの提出を必要としない。</p> <p>3) 直近とは、原則として直前1年間とする。</p> <p>4) 初めて包括許可を申請したものであって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。</p> <p>5) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 報告するときは、様式第8によるものとする。</p> <p>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p>

様式第1 (I-4 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

一般包括輸出許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する一般包括輸出許可の範囲

包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの3の(1)に掲げるもの

※許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。

許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの5の(1)に掲げる条件 (裏面参照) に従うこと。
--

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIの5の(1)に掲げる条件

- (1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。
- (2) 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも5年間保存すること。
- (3) 一般包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (4) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (5) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して一般包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

	用途		核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地			
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域		失効	報告
	上記以外		失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		失効 (注2)	/
	上記以外		失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		届出	報告
	上記以外			届出

(注1) 表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

- (6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。
- (7) 前々項の報告は、一般包括輸出許可を用いて行った貨物の輸出について、輸出を行った月ごとに、当該月の末締め輸出実績を翌月末日までに報告するものとする。
- (8) 一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する一般包括輸出許可は、その効力を失う。
- (9) 一般包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第2 (I-4 (2) 関係)

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

一般包括役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者
記名押印
又は署名

申請年月日

住 所

電話番号

次のとおり申請をします。

申請する一般包括役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの3の(2)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を、
{ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。
許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの5の(2)に掲げる条件 (裏面参照) に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付
資 格
記名押印

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIの5の(2)に掲げる条件

- (1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。
- (2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも5年間保存すること。
- (3) 一般包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (4) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (5) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して一般包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	提供地		
利用される場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
利用されるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効 (注2)	/
	上記以外	失効	
利用される疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

(注1) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該取引を行った後に当該取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

- (6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。
- (7) 前々項の報告は、一般包括役務取引許可を用いて行った役務取引について、取引を行った月ごとに、当該月の末締め取引実績を翌月末日まで報告するものとする。
- (8) 一般包括役務取引許可の範囲に係る技術の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する一般包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (9) 一般包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要であると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第3 (II-4 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

特定包括輸出許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者
記名押印
又は署名

申請年月日

住 所

電話番号

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 買主

住所

2 荷受人

住所

3 需要者 (貨物を費消し、又は加工する者)

住所

4 仕向地

経由地

5 特定包括輸出許可申請に係る貨物の範囲

--

※許可又は不許可

この申請を、

外国為替及び外国貿易法第48条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
輸出貿易管理令第8条第2項

の規定により

次の条件を付して許可する。
許可しない。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIIの5の(1)に掲げる条件 (裏面参照) に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付

資 格

記名押印

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のⅡの5の(1)に掲げる条件

- (1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。
- (2) 特定包括輸出許可に係る輸出の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。
- (3) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも5年間保存すること。
- (4) 特定包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対し特定包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地		
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	届出	届出

(注) 表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。
また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

- (7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く）。
- (8) 特定包括輸出許可の範囲の貨物の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。
- (9) 特定包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第4 (II-4 (2) 関係)

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定包括役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者
記名押印
又は署名

申請年月日

住 所

電話番号

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 取引の相手方

住所

2 利用する者 (取引に係る技術の提供を受けて利用する者)

住所

3 特定包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容

--

※ 許可又は不許可

この申請を { 外国為替及び外国貿易法第25条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。
許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIIの5の(2)に掲げる条件 (裏面参照) に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付

資 格

記名押印

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のⅡの5の(2)に掲げる条件

- (1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。
- (2) 特定包括役務取引許可に係る取引の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。
- (3) 特定包括役務取引許可に基づき提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも5年間保存すること。
- (4) 特定包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に作成されたチェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときには、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 核兵器等の開発等又はその他の軍사용途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特定包括役務取引許可が効力を失い又は、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

	用途		核兵器等の開発等	その他の軍사용途
	提供地			
利用される場合	輸出令別表第3に掲げる地域			
	上記以外	失効	失効	
利用されるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域			
	上記以外	失効		
利用される疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域			
	上記以外	届出	届出	

(注) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

- (7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。
- (8) 特定包括役務取引許可の範囲に係る技術の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (9) 特定包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※斜の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第5（Ⅲ－4（1）関係）

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

特別返品等包括輸出許可申請書

※ 許 可 番 号	
※ 有 効 と な る 日	
※ 有 効 期 限	

経済産業大臣 殿

申 請 者

申請年月日

記名押印
又は署名

住 所

電話番号

次のとおり申請をします。

申請する特別返品等包括輸出許可の範囲

本邦において使用するために輸入された貨物であって、不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出するもの（外国為替令別表の1の項の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物の場合にあつては、当該技術の不具合による返品、修理（本邦において使用するために提供されたもの又は提供されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出する貨物を含む。）のうち、輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するものを輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出する場合（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。）。

※許可又は不許可

この申請を、	{ <ul style="list-style-type: none"> 外国為替及び外国貿易法第48条第1項 外国為替及び外国貿易法第67条第1項 輸出貿易管理令第8条第2項 }	の規定により	次の条件を付して許可する。
			許可しない。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの5の（1）に掲げる条件（裏面参照）に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付

資 格

記名押印

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの5の(1)に掲げる条件

- (1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。
- (2) 特別返品等包括輸出許可に係る輸出の実績について、許可が有効となった日から起算して3月ごとにまとめて翌月末日までに、経済産業大臣に報告すること。
- (3) 特別返品等包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規定に基づき、輸出時から少なくとも5年間保存すること。
- (4) 特別返品等包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 特別返品等包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (7) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(2枚目)

通関

税関 申告番号	商品名	船積 数量	輸出の理由 (不良品の返 品、修理、異 品のいずれ かを記入)	送状 金額	積出 港	※通関 年月日	※税関 記名 押印

注(1) ※印の欄は、記入しないで下さい。

注(2) 申請書にのり付けにより添付してください。

注(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第6（Ⅲ－4（2）関係）

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特別返品等包括役務取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

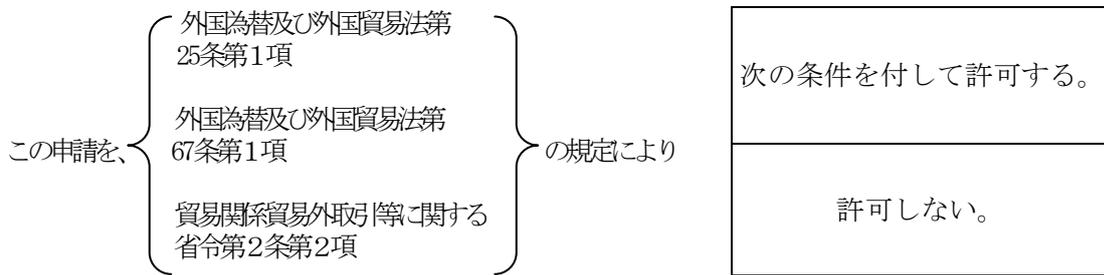
申請者 申請年月日
 記名押印
 又は署名
 住 所 電話番号

次のとおり申請をします。

申請する特別返品等包括役務取引許可の範囲

本邦において使用するために提供された技術であって、不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに本邦から提供するもの（輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された技術（当該貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）の場合にあっては、当該貨物の不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに本邦から提供する技術を含む。）のうち、外国為替令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するもの（輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）を輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域において提供することを目的として取引する場合（本邦に提供した外国において提供する場合に限る。）

※許可又は不許可



条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの5の（2）に掲げる条件（裏面参照）に従うこと。

経済産業大臣の記名押印
 日 付
 資 格
 記名押印

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの5の(2)に掲げる条件

- (1) 輸出管理社内規程のうち基本的事項を確実に実施すること。
- (2) 特別返品等包括役務取引許可に係る取引の実績について、許可が有効となった日から起算して3月ごとにまとめて翌月末日までに、経済産業大臣に報告すること。
- (3) 特別返品等包括役務取引許可に基づき提供を行った際の資料を輸出管理社内規定に基づき、提供時から少なくとも5年間保存すること。
- (4) 特別返品等包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理社内規程の内容のうち、基本的事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 特別返品等包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (7) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

別添E

(様式第7)

包括許可用チェックリスト

経済産業大臣 殿

提出者
記名押印
又は署名

提出年月日

住所

電話番号

次のとおり提出します。

					1 輸出管理社内規程受理番号(注1)	
2 連絡担当者	所属 役職		氏名 eメール		TEL FAX	
3 輸出管理の最高責任者	所属・役職:		氏名:		5 輸出管理に従事する者の総数 名(うち専任 名)	
4 取引の最終判断権者	所属・役職:		氏名:			
6 教育訓練の実施状況	回(年月~年月)		7 監査実施状況		回(年月~年月)	
8 適格説明会受講実績 (年月日、場所、役職、氏名)(注2)	人回 (年月~年月)	(年月日)	(受講地:)	(役職:)	(氏名:)	
		(年月日)	(受講地:)	(役職:)	(氏名:)	
		(年月日)	(受講地:)	(役職:)	(氏名:)	
9 チェックリスト記入者(2 連絡担当者と異なる場合のみ記入)	所属 役職		氏名 eメール		TEL	

注1: 輸出管理社内規程受理票(又はコンプライアンス・プログラム受理票)の交付を受けている場合は、受理票に記載されている受理番号を「1 輸出管理社内規程受理番号」欄に記載すること。

注2: 役職は、受講時のものを記載すること。

包括許可用チェックリスト

(記入要領)

- 1 AB 欄とも、該当する選択肢 (①、(イ) 等) を記入する。
- 2 A 欄は、初回は全て記入。2 回目からは、前回提出以降に規程の変更があった部分のみ記入。
- 3 A 欄に (記入不要) と記された項目については、B 欄のみ記入。
- 4 B 欄には、最近 1 年間の事実を対象に記入することを原則とする。
- 5 適当な選択肢がない場合や、「(一部)定めていない」、「(必ずしも) 実行していない」等を選択した場合には、各設問の備考欄に包括許可に係る貨物等の取扱を、または、末尾の特記事項欄に具体的な事情等を補足的に記入をすることが薦められる。
- 6 ここでいう「規程」には、当該規程に基づく細則、マニュアル、フローチャート等を含む。

				事業者名		
				記入年	月	日
評価項目		A 欄 規程上の取扱		B 欄 実際の実取組		備考
輸出管理体制						
1-1	輸出管理の最高責任者は、組織を代表する者か。	①	輸出管理規程上で定めている	(ア)	規程どおり組織を代表する者が就任	
		②	輸出管理規程以外の規程で定めている	(イ)	規程とは異なる (または規程がない) が組織を代表する者が就任	
		③	規程上では定めていない	(ウ)	上記以外の者が就任	
		④	他者の規程を適用する旨、定めている	(エ)	不在	
1-2	輸出管理に関する業務分	①	輸出管理規程において	A 欄に①②④と記入した場		

	担及び責任範囲は明確か。		<p>明確</p> <p>② 輸出管理規程以外の規程において明確</p> <p>③ 規程上の定めがない</p> <p>④ 他者の規程を適用する旨、定めている</p>	<p>合：</p> <p>(ア)規程どおり運用</p> <p>(イ)規程どおり運用していない</p> <p>A 欄に③と記入した場合：</p> <p>(ウ)運用上、分担・範囲が明確になっている</p> <p>(エ)運用上も不明確</p>	
取引審査（該非判定を含む）					
2-1(1)	取引審査の最終判断権者は取締役（またはこれに相当する者）か。		<p>① 輸出管理規程上で取締役等と定めている</p> <p>② 輸出管理規程以外の規程で取締役等と定めている</p> <p>③ 規程上では定めていない</p> <p>④ 外部の者を最終判断権者としている</p>	<p>A 欄に①②③と記入した場合：</p> <p>(ア)規程どおり取締役等が就任</p> <p>(イ)規程とは異なる（または規程がない）が取締役等が就任</p> <p>(ウ)上記以外の者が就任</p> <p>(エ)不在</p> <p>A 欄に④と記入した場合(イ)～(エ)または(オ)より選択</p> <p>(オ)規程どおり外部の者が就任</p>	
2-1(2)	最終判断権者が疑義ある取引を防止する体制であ		<p>① 輸出管理規程上で防止の権限と仕組みを定め</p>	<p>A 欄に①②④と記入した場合：</p>	

	るか。	<ul style="list-style-type: none"> ② 輸出管理規程以外の規程で防止の権限と仕組みを定めている ③ 規程上では定めていない ④ 他者の規程を適用し、防止の権限と仕組みを定めている 	<p>(ア)規程どおり</p> <p>(イ)運用上、不備がある</p> <p>A 欄に③と記入した場合：</p> <p>(ウ)運用上、防止する</p> <p>(エ)運用上も防止できない</p>	
2-2(1)	該非判定の手続き（判定部門、判定結果の審査等）を明確に定め、リスト規制対象貨物等に該当するか否かの該非判定（リスト規制対象貨物等として輸出される（可能性がある）購入品の場合は判定書の入手）を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ① 輸出管理規程上で明確に定められている ② 輸出管理規程以外の規程で明確に定められている ③ 一部明確でない部分があるが定められている ④ 定められていない ⑤ 他者の規程を適用し、明確に定めている 	<p>各部門の取組</p> <p>(ア)判定担当部門がそれぞれ判定を行い、輸出管理部門がチェックしている</p> <p>(イ)判定担当部門がそれぞれ判定を行っている</p> <p>(ウ)一部に実行していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている</p> <p>(エ)一部に実行していない部門がある</p> <p>(オ)まだ実行していない</p>	
			<p>各貨物の該非判定</p> <p>(ア)全ての貨物等について</p>	

				<p>、該非判定を（購入品の場合は明らかに不要な場合を除き、判定書の入手を）必ず行っている</p> <p>(イ)一部に実行していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている</p> <p>(ウ)一部の貨物等については実行していない</p> <p>(エ)まだ実行していない</p>	
2-3(1)	顧客に関する審査の手続き（審査部門及び審査方法等）を明確に定め、審査を行っているか。	<p>① 輸出管理規程上で明確に定められている</p> <p>② 輸出管理規程以外の規程で明確に定められている</p> <p>③ 一部明確でない部分があるが定められている</p> <p>④ 定められていない</p> <p>⑤ 他者の規程を適用し、明確に定めている</p>	<p>各部門の取組</p> <p>(ア)審査担当部門がそれぞれ審査を行い、輸出管理部門がチェックしている</p> <p>(イ)審査担当部門がそれぞれ審査を行っている</p> <p>(ウ)一部に実行していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている</p> <p>(エ)一部に実行していない部門がある</p> <p>(オ)まだ実行していない</p>		

				<p>貨物等毎の取扱</p> <p>(ア)リスト規制対象貨物等及びキャッチオール規制貨物等の取引を行う顧客については必ず行っている</p> <p>(イ)一部に実行していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている</p> <p>(ウ)一部の貨物等については実行していない</p> <p>(エ)まだ実行していない</p>	
2-4(1)	<p>需要者及び用途を確認する規程を定め、実行しているか。</p>	<p>① 輸出管理規程上で明確に定められている</p> <p>② 輸出管理規程以外の規程で明確に定められている</p> <p>③ 一部明確でない部分があるが定められている</p> <p>④ 定められていない</p> <p>⑤ 他者の規程を適用し、明確に定めている</p>	<p>各部門の取組</p> <p>(ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている</p> <p>(イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている</p> <p>(ウ)一部に実行していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている</p> <p>(エ)一部に実行していない</p>		

			<p>部門がある (オ)まだ実行していない</p>	
			<p>貨物等毎の取扱 (ア)リスト規制対象貨物等 及びキャッチオール規 制対象貨物等について は必ず行っている (イ)一部に実行していない 貨物等があったが改善 し、現在は必ず行ってい る (ウ)一部の貨物等について は実行していない (エ)まだ実行していない</p>	
出荷管理				
3-1(1)	<p>出荷管理のための手続き (管理部門及び管理方法 等)を明確に定め、輸出許 可が必要とされる場合の 許可証、出荷指示書等と貨 物(現物)の照合等の管理 を実行しているか。</p>	<p>① 輸出管理規程上で明確 に定められている ② 輸出管理規程以外の規 程で明確に定められて いる ③ 一部明確でない部分 があるが定められている ④ 定められていない ⑤ 他者の規程を適用し、</p>	<p>各部門の取組 (ア)出荷担当部門がそれぞ れ管理を行い、管理部 門がチェックしている (イ)出荷担当部門がそれぞ れ管理を行っている (ウ)一部に実行していない 部門があったが改善し 、現在は必ず行ってい</p>	

		明確に定めている	<p>る</p> <p>(エ)一部に実行していない部門がある</p> <p>(オ)まだ実行していない</p>	
			<p>貨物等毎の取扱</p> <p>(ア)リスト規制対象貨物等及びキャッチオール規制対象貨物等については必ず行っている</p> <p>(イ)一部に実行していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている</p> <p>(ウ)一部の貨物等については実行していない</p> <p>(エ)まだ実行していない</p>	
3-2(1)	<p>通関時の事故がある場合には輸出管理部門に報告されることを明確に定め、実行されるようになっているか。</p>	<p>① 輸出管理規程上で明確に定められている</p> <p>② 輸出管理規程以外の規程で明確に定められている</p> <p>③ 一部明確でない部分があるが定められている</p> <p>④ 定められていない</p> <p>⑤ 他者の規程を適用し、</p>	<p>(ア)リスト規制対象貨物等及びキャッチオール規制対象貨物等については必ず実行される</p> <p>(イ)一部に実行されない事故があったが改善し、現在は必ず実行される</p> <p>(ウ)一部の事故については実行されない</p>	

		明確に定めている	(エ)まだ実行していない	
監査体制				
4-1(1)	監査を定期的に行うものとなっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ① 輸出管理規程上定められている ② 輸出管理規程以外の規程で定められている ③ 規程が定められていない ④ 他者の規程が適用され、監査が行われる 	<ul style="list-style-type: none"> (ア)リスト規制対象貨物等及びキャッチオール規制対象貨物等を扱う全ての部門について実施している (イ)規制対象貨物等に係る該非判定、取引審査、出荷管理を行う部門については全て実施している (ウ)規制対象貨物等を扱う部門については部分的に実施している (エ)まだ監査を実施していない（ 年 月実施予定） 	
教育体制				
5-1(1)	役職員に輸出管理関係の教育を実施するものとなっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ① 輸出管理規程上定められている ② 輸出管理規程以外の規程で定められている ③ 規程が定められていな 	<ul style="list-style-type: none"> (複数回答可) (ア)役員に対し定期的に教育を実施している (イ)輸出管理に関係する部門の職員に対して定期 	

		い ④ 他者の規程が適用され、教育が行われる	的に実施している (ウ)職員が輸出管理に関する部門に配属されたときに実施している (エ)定期的ではないが実施している (オ) まだ実施していない (年 月実施予定)	
書類				
6-1	輸出関連書類に事実を正確に確認し記載するものとなっているか。	① 輸出管理規程上定められている ② 輸出管理規程以外の規程で定められている ③ 審査票などの重要書類については定められている ④ 定められていない	(ア)全ての担当部門で必ず行っている (イ)一部に実行していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部に実行していない部門がある (エ)まだ実行していない	
6-2(1)	輸出関連書類が輸出又は役務提供後5年以上保存されるよう定められているか。	① 輸出管理規程上5年以上保存されるよう定められている ② 輸出管理規程以外の規程で5年以上保存されるよう定められている ③ 規程が定められていな	(ア)全ての輸出関係書類を5年以上保存している(または5年以上保存する体制を整えている) (イ)一部に実行していない部門があったが改善し、現在は全て5年以上保存し	

		い ④ 他者の規程を適用して5年以上保存されるよう定められている	ている（または5年以上保存する体制を整えている） (ウ)一部に保存していない書類がある (エ)まだ実行していない
違反			
7-1(1)	輸出管理違反者に対して必要に応じ厳正な処分が行われるものとなっているか。	① 輸出管理規程の中で内部処罰規定を整備 ② 輸出管理規程以外の規程で内部処罰規定を整備 ③ 内部処罰規定がない	A 欄で①又は②と記入した場合： (ア)規程を職員に周知している (イ)規程はあるが職員に周知していない A 欄で③と記入した場合： (ウ)契約等に処罰規程がある (エ)処罰規程はない
7-1(2)	法令違反が判明した場合、速やかに関係省庁に報告されるものとなっているか。	① 輸出管理規程の中で報告体制を規程している ② 輸出管理規程以外の規程で報告体制を規程している ③ 報告体制に関する規程は無い	A 欄で①又は②と記入した場合： (ア)体制が稼働できる状態になっている (イ)必ずしも稼働できる体制になっていない A 欄で③と記入した場合： (ウ)関係省庁に報告する

				(エ)必ず関係省庁に報告する とは限らない	
包括許可					
8-1	輸出管理部門で包括許可証を管理し、許可対象外の輸出等を行わない体制になっているか。		(記入不要)	(ア)輸出管理部門で包括許可証を管理し、許可証適用の可否を審査している (イ)包括許可証の管理と適用可否の審査は内部の他の部門で行っている (ウ)包括許可証の管理は外部に委託している (エ)包括許可証の管理担当は決めていない	
8-2	包括許可の範囲の輸出等をしようとする場合であって、その輸出貨物等が核兵器等の開発等、またはその他の軍事用途等に利用される場合、利用されるおそれがある場合、又はその疑いがある場合の対応を定めているか。		(記入不要)	(複数回答可) (ア)取引を停止し、輸出を行わない (イ)案件毎に許可の失効または届出の可否を判断した上で、個別に輸出許可を申請または経済産業省へ届け出る (ウ)特に何も決めていない	
8-3	包括許可の範囲の輸出等をしようとする場合であ			(複数回答可) (ア)取引を停止し、輸出を行	

って、その輸出等が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときの対応を定めているか。	(記入不要)	わない (イ)個別に輸出許可を申請する (ウ)特に何も決めていない	
--	--------	---	--

その他特記事項があれば記入して下さい

--

別添F

様式第8

輸出管理社内規程の内容変更に係る届出

年 月 日

経済産業大臣 殿

提出者名

記名押印

又は署名

住 所

年 月 日付け受理番号 の包括許可用輸出管理社内規程の内容を
変更しましたのでお届けいたします。

主な変更内容

連絡担当：担当者名

部署名及び役職名

電話番号

ファックス番号

e-mail

(注) 変更後の新たな包括許可用輸出管理社内規程総括表を併せて提出すること。
また、必要に応じ、変更された当該規程の提出を求める場合がある。

様式第9

番 号		受付年月日	
-----	--	-------	--

一般包括許可及び特定包括許可に係る届出書

1. 提出者 (氏名又は名称) (住 所) 印	担当者 (氏名) (所属) (電話) (FAX)
2. 包括許可番号 許可年月日 輸出又は取引予定日	
3-1. 貨物名	3-2. 技術名
4-1. メーカー名	4-2. 提供者名
5. 貨物の輸送ルート (経由地 (積替地又は寄港地) をすべて記載) (積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地)	
6. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに3-1. 又は3-2. で記載した貨物の 設置 (使用) 又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地	
7. 需要等の概要 (3-1. 又は3-2. で記載した貨物又は提供する技術の使用目 的及び使用方法等)	
8. 届出項目 (疑いの内容について記載)	

特記事項	

太枠内を記入してください。

添付資料：・「貨物・技術の概要及び特性」 (参考1)

- ・カタログ又は仕様書等の技術資料
- ・商談全体の内容がわかるもの (例えば既に契約しているものについては契約書)
- ・届出の事由を示す文書等 (参考2)

別添 G

様式第 1 0

平成 年 月 日

一般包括輸出許可に係る実績報告書
(報告の対象となる期間：平成 年 月～平成 年 月)

経済産業大臣 殿

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

提出者
記名押印又は署名 _____
住所 _____
担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____
電話番号(_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

記

<用いられる場合>

仕向地	貨物名(型番・等級含む)	メーカー名	数量単位	価額	総額	輸出令別表第一番号	需要者の名称	需要者の所在地	需要等の概要(貨物の使用目的及び使用方法等)	その他の軍事用途と判断した理由	通関年月日

<用いられる疑いがある場合>

仕向地	貨物名(型番・等級含む)	メーカー名	数量単位	価額	総額	輸出令別表第一番号	需要者の名称	需要者の所在地	需要等の概要(貨物の使用目的及び使用方法等)	その他の軍事用途と判断した理由	通関年月日

注(1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。

(2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。

(3) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。

(4) 同一の契約に係る輸出が複数月に渡る場合は最初の輸出日を基準にまとめて報告して下さい。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載して下さい。

別添 H

様式第 1 1

平成 年 月 日

一般包括役務取引許可に係る実績報告書
(報告の対象となる期間：平成 年 月～平成 年 月)

経済産業大臣 殿

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

提出者
記名押印又は署名 _____
住所 _____
担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____
電話番号(_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

記

<利用される場合>

提供地	技術名	提供者名	数量 単位	対価	総額	外為令別表 番号	利用する 者の名称	利用する者の所在地	需要等の概要 (提供する技 術の使用目的及び使用方法等)	その他の軍事用途 と判断した理由	取引年 月日

<利用される疑いがある場合>

提供地	技術名	提供者名	数量 単位	対価	総額	外為令別表 番号	利用する 者の名称	利用する者の所在地	需要等の概要 (提供する技 術の使用目的及び使用方法等)	その他の軍事用途 と判断した理由	取引年 月日

注 (1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。

(2) 用紙の大きさは、A 列 3 番 (横書き) とします。

(3) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。

(4) 同一の契約に係る技術の提供が複数月に渡る場合は最初の提供を行った日を基準にまとめて報告して下さい。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載して下さい。

様式第 1 2

年 月 日

特定包括許可に係る年間実績報告書

(年 月 日～12月分)

経済産業大臣 殿

提出者名 _____

住 所 _____

電話番号 (担当) _____

下記のとおり報告します。

記

許可番号 : _____

(輸出令別表第1・ 外為令別表)の項の 番号及び中欄の括弧 の番号				合 計
仕向地・提供地				
通関・提供の回数				
金 額 (US \$)				

(注) 実績欄については必要に応じ別紙として差し支えありません。

輸出許可の場合は「・外為令別表」を、役務取引許可の場合は「輸出令別表第1・」
を二重線等で消してください。

													日付及び番号			

- 注(1) 一の特別返品等包括輸出許可証に係る輸出の実績をすべて記載して下さい。
- (2) 本様式に従って、申請者において、報告書を作成して下さい。
- (3) 用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。

〔別表A〕

一般包括輸出許可 / 特定包括輸出許可マトリックス

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の2の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号から第5号までのいずれか(第4号口に該当するものを除く)に該当するもの	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号口に該当するもの		一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの		一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第9号に該当するもの		一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するもの		一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号又は第17号に該当するもの		一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第18号又は第19号に該当するもの		一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定

[2 の 項]

[2 の 項]

輸出令別表第1項番 仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第114条第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号八若しくは二に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(18)～(38)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第23号～第43号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ、ホ若しくはヘ、第4号又は第8号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(40)～(50)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第45号～第60号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチマ、キューバ、ドミニカ、エクトル、エルサルバドル、赤道ギニア、エトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サント・ピント、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、バングラ、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。
 (旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

[3の2項]

[3の2項]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の3の2項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第1項に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の3の2項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項に該当するもの	一般	一般	一般	一般	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マドニヤ旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーグイス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピントおよびグレナディン諸島、スーダン、スリナム、スウェーデン、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、バングラ、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第5号に該当するもの		一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第6号～第13号までのいずれかに該当するもの		一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第14号に該当するもの		一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定
輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第15号に該当するもの		一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号八若しくは二又は第15号八若しくは二に該当するもの		一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物		一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定
輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3口又は八に該当するもの		一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定
輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第18号、第18号の2又は第18号の3に該当するもの		一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[4の項]

[4の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号二、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(18の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第19号の2に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(19)又は(20)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第20号又は第21号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号二、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ハに該当するもの	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号に該当するもの	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号の2に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号又は第27号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
---	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エカドール、エルサルバドル、赤道ギニア、エトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガブナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マドニアルゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルデビア、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーグイス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセア、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シंगाポール、スリランカ、セントピセントおよびグレンディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、バングラ、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

[5 の項]

[5 の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の5の項(1)～(13)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第1号～12号のいずれかに該当するもの	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第12号ハ(一)又はここに該当するもの		一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の5の項(15)～(17)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第12号～第14号までのいずれかに該当するもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはここに該当するもの		一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の5の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第16号に該当するもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートボワール、クアチマ、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リトニョシュタイン、リトアニア、マドニャ、マドニャ・ゴスチニョスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーグイス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピエールおよびミクロン諸島、スウェーデン、スリナム、スロバキア、タジキスタン、タウガニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウクライナ、ウズベキスタン、バチカン、バトナ、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

[6の項]

[6の項]

<p>輸出令別表第1項番</p>	<p>仕向地</p>	<p>トルコ</p>	<p>アイスランド</p>	<p>ブルガリア、 キプロス、 ルーマニア、 スロバキア</p>	<p>ロシア、 ウクライナ</p>	<p>ブラジル、 南アフリカ 共和国</p>	<p>ベラルーシ、 カザフスタン、 ラトビア、 スロベニア</p>	<p>別記地域</p>	<p>イラン、イラク、 北朝鮮、北 ア</p>	<p>アフガニスタン</p>	<p>その他の 地域</p>
<p>輸出令別表第1の6の項(1)～(9)に掲げる貨物であって、貨物等 省令第5条第1号～第11号までのいずれかに該当するもの</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>-</p>	<p>特定</p>	<p>一般</p>

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エカドール、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルデビア、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、バングラ、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

[8 の 項]

[8 の 項]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第3号ハ又はホに該当するもの	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マダガスカル、マダガスカル共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピエールおよびミクロネシア諸島、スウェーデン、スリナム、スロバキア、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

[9の項]

[9の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第2号イ(二)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4のいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガブオン、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルデビア、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーグイス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サント・ピリン、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タリブニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、バングラ、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

[10の項]

[10の項]

輸出令別表第1項番 仕向地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)又はロ(三)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ、ホ若しくはヘ、第4号又は第5号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号イに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号八に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号二に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号イ、ロ又はヲに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

[10の項]

[10の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第12号に該当するもの	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ホルトガル、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの		一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(12)～(14)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第14号～第16号までのいずれかに該当するもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボ・ベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクトル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ルクセンブルク、ラオス、レソト、リベリア、リトアニア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セント・ビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

[11の項]

[11の項]

<p>輸出令別表第1項番</p>	<p>仕向地</p>	<p>トルコ</p>	<p>アイスランド</p>	<p>ブルガリア、 キプロス、 ルーマニア、 スロバキア</p>	<p>ロシア、 ウクライナ</p>	<p>ブラジル、 南アフリカ 共和国</p>	<p>ペラルーシ、 カザフスタン、 ラトビア、 スロベニア</p>	<p>別記地域</p>	<p>イラン、イラク、 北朝鮮、北 ア</p>	<p>アフガニスタン</p>	<p>その他の 地域</p>	
<p>輸出令別表第1の11の項(1)～(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号～第9号までのいずれかに該当するもの</p>		<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>-</p>	<p>特定</p>	<p>一般</p>

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシア、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

輸出令別表第1項番 仕向地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チエコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第1号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第4号ロ又は第10号へ若しくはトに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の12の項(3)又は(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第2号又は第5号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の12の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第8号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(7)～(9)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第11号～第13号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーズ、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マダガスカル、マダガスカル共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーグイス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サント・ピエール・ミクロン、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シंगाポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タウゴニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、バングラ、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

[13の項]

[13の項]

輸出令別表第1項番 仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第1号から第20号までのいずれか(第11号口を除く。)に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第11号口に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーグイス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピセントおよびグレンディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タウワニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、バングラ、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。
 (旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

[14の項]

[14の項]

<p>輸出令別表第1項番</p>	<p>アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポロランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p>	<p>トルコ</p>	<p>アイスランド</p>	<p>ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア</p>	<p>ロシア、ウクライナ</p>	<p>ブラジル、南アフリカ共和国</p>	<p>ペラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア</p>	<p>別記地域</p>	<p>イラン、イラク、北朝鮮、リビア</p>	<p>アフガニスタン</p>	<p>その他の地域</p>
<p>輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第13条に該当するもの</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>-</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リトアニア、リビア、マダガスカル、マダニヤ旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシパル、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シंगाポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タウニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、バハマ、バネマエラ、バングラ、ザンビア、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。
 (旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

[15の項]

[15の項]

<p>輸出令別表第1項番</p>	<p>アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポロランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p>	<p>トルコ</p>	<p>アイスランド</p>	<p>ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア</p>	<p>ロシア、ウクライナ</p>	<p>ブラジル、南アフリカ共和国</p>	<p>ペラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア</p>	<p>別記地域</p>	<p>イラン、イラク、北朝鮮、リビア</p>	<p>アフガニスタン</p>	<p>その他の地域</p>
<p>輸出令別表第1の15の項(1)～(10)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号～第11号までのいずれかに該当するもの</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リトアニア、リビア、マダガスカル、マダニヤ旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシパル、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シंगाポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タウニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、バハマ、バネマエラ、バングラ、ザンビア、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。
 (旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般*」と標記された欄。)

(別表B)

一般包括役務取引許可 / 特定包括役務取引許可マトリックス

[2の項]

[2の項]

外為令別表項番 提供地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の2の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号から第5号までのいずれか(第4号口に該当するものを除く。)に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号口に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第5条第2号ロ(二)若しくは(三)若しくは二、第3号、第5号又は第18条第1項第1号イ若しくはロに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定

[2の項]

[2の項]

外為令別表項番	提供地 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号(貨物等省令第24条第1項第1号に該当する技術に限る。)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項第2号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号八若しくは二に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号、第2項第2号又は第7項に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(18)～(30)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号イ、ハ又は二に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(32)～(38)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イからへまでのいずれか、第4号又は第8号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(40)～(50)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
外為令別表の2の項(2)に掲げる技術	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、ゲルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア、旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イメン、ジンバブエ

[3の2の項]

[3の2の項]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表第1の3の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる仕様の貨物の設計又は製造に係る技術											
輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

[4 の項]

[4 の項]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号若しくは第5号又は第6項に該当するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第5号から第10号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号若しくは第5号、第2項第2号若しくは第3号又は第4項第2号(ホ、ヘ、リ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号八若しくは二又は第15号八若しくは二に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号又は第2項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(15)2若しくは4に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

[4 の 項]

[4 の 項]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又はハに該当するもの(輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号若しくは第3号又は第3項第2号に該当するものを除く。)	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号若しくは第3号又は第3項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第3号、第3号の2、第3号の3、第3号の4又は第4号から第7号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第3項又は第4項に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号イからチまでのいずれか、又、ル若しくはヲ又は第10条第4号から第7号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号若しくは第4号、第2項第2号若しくは第4号又は第23条第1項第1号若しくは第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(18の2)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

外為令別表項番	提供地 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の4の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号若しくは又又は第12号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(19)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(20)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号イからチまでのいずれか、ヌ、ル又はヲに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第2項第2号若しくは第4号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ハに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第20条第1項第1号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号ロ又は第3号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

[4 の項]

[4 の項]

外為令別表項番 提供地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術(輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第13号、第15号又は第16号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号又は第5号に該当するものを除く。)	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第13号、第15号又は第16号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号又は第5号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号ハ若しくは二又は第8号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の4の項(2)～(5)に掲げる技術	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エカドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、ミッドル、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ノルウェー、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、バハマ、バングラ、ジンバブエ

[5の項]

[5の項]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、 キプロス、 ルーマニア、 スロバキア	ロシア、 ウクライナ	ブラジル、 南アフリカ 共和国	ベラルーシ、 カザフスタン、 ラトビア、 スロベニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リ ビア	アフガニスタン	その他の 地域
外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の5の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第2項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の5の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の5の項(3)～(6)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第8項に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、カーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マダガスカル、マダガスカル共和国、マラウイ、マレーシア、マルディフ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、ミクronesシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシパル、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スロバキア、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イメン、ジンバブエ

[6の項]

[6の項]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の6の項(2)～(6)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア、マダガスカル、マダガスカル共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

[7の項]

[7の項]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の7の項(2)～(5)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

[8の項]

[8の項]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号ロ又は第3号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の8の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

[9の項]

[9の項]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第1号、第5号、第11号又は第14号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の9の項(2)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア、マダガスカル、マダガスカル共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の10の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第2項第2号又は第4号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の10の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の10の項(3)～(4)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第5項第1号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第5項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の10の項(7)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラー、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キルギス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リトアニア、マドニャ旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イメン、ザンビア、ジンバブエ

外為令別表項番 提供地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の11の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の11の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第2項第1号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の11の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の11の項(1)～(3)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第4項第1号、第2号イからニまでのいずれか若しくはト、第3号、第5号チ又は第7号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、カーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マダガスカル、マダガスカル共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、ミクronesia、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピエールおよびミケロン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イメン、ジンバブエ

外為令別表項番 提供地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の13の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第1項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第2項第2号、第3号イ若しくはハ又は第4号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第2号(ホ、ヘ、リ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(1)～(3)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の13の項(4)～(5)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イメン、ザンビア、ジンバブエ

[14の項]

[14の項]

外為令別表項番	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第26条に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マドニヤ旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルデビア、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イメン、ザンビア、ジンバブエ

[15の項]

[15の項]

外為令別表項番	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の15の項(1)又は(3)～(6)に掲げる技術	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マドニヤ旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルデビア、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イメン、ザンビア、ジンバブエ